

# 令和5年

## 12月市議会定例会意見書案

議案会第9号	保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求める意見書……………	3
議案会第10号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書……………	6
議案会第11号	認知症との共生社会の実現を求める意見書……………	9
議案会第12号	難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書……………	12



議案会第9号

地方自治法第99条の規定により、保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和5年12月15日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	宍戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための  
必要な措置を求める意見書

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策です。

本市においては年度始まりでの待機児童は解消されているものの、国の無償化に伴い保育需要が増えたことにより、年度途中で待機児童の発生が懸念されています。また、国が掲げる「こども誰でも通園制度（仮称）」の実施により保育士の労働環境改善の停滞、後退や、保育士不足の進行が危惧されています。

特に国において、幼児教育・保育の質を確保するとともに、地方自治体や施設の新たな財政負担を軽減し、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないように進められるべきであります。

令和4年2月から3%の処遇改善が実施されたところですが、まだまだ十分な賃上げにつながっているとは言えません。また近年、保育施設における安全で質の高い保育の実施が全国的に大きな関心事となり、保育現場での適切な保育の提供のため、職員が果たすべき役割・責任はますます大きくなっています。

よって、国におかれましては、必要な財源を確保して、保育施設の拡充のために必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

- 1 全ての施設が安定的に運営でき、保育の質的・量的拡充及び安全性確保が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること
- 1 保育士等職員の配置基準の改善、さらなる賃金の引上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて

議案会第10号

地方自治法第99条の規定により、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和5年12月15日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	宍戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

## 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

医療機関、介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっています。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない状態が続く事業所が多いのが現状です。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（2022年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差があります。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は十分に打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げをうけてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況です。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにも関わらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがあります。本市の医療機関においても、医療系の法人以外が運営する施設において、今後新興感染症が発生した場合、往診等の支援や、救急医療機関での対応が増加し、必要なサービス提供体制の確保が多くの事業所で継続困難となることが予想されます。

よって、政府に対して以下の通り、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求めます。

### 記

- 1 医療・介護・障害福祉各分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行い、職員一人一人に確実に届く仕組みを作ること

- 1 新興感染症の発生による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金の活用を推進すること
- 1 事業所と医療機関の、より一層の連携を強化するため、国として医療機関に対し事業所との連携強化に向けた周知を図ること
- 1 軽費老人ホームやケアハウスなど、介護保険制度の恩恵を受けることができない職員に対しても、同様の処遇が受けられるよう改善を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} あて



議案会第11号

地方自治法第99条の規定により、認知症との共生社会の実現を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和5年12月15日提出

提出者 豊橋市議会議員 伊藤哲朗

同 穴戸秀樹

同 山本賢太郎

同 近藤修司

同 尾林伸治

同 斎藤啓

同 星野隆輝

同 松崎正尚

同 伊藤篤哉

同 坂柳泰光

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定される中、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立しました。現在、本市においても認知症と向き合う「幸齢社会」実現に向けての取組がなされています。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くことが重要と考えます。

共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと、また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討するとともに、地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現に向け総合的かつ継続的に推進することが必要です。

共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会です。

よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を実現することを強く求めます。

### 記

- 1 若年性認知症の人、その他の認知症の人の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して就労・生活ができる社会環境を整備すること
- 1 認知症の人を支える家族等の支援する側の支援体制を拡充すること
- 1 身寄りのない認知症の人にも柔軟に寄り添い支える社会の構築に向けた取組を進めること
- 1 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの周

知・啓発に努めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて

議案会第12号

地方自治法第99条の規定により、難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和5年12月15日提出

提出者	豊橋市議会議員	伊藤哲朗
	同	宍戸秀樹
	同	山本賢太郎
	同	近藤修司
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	星野隆輝
	同	松崎正尚
	同	伊藤篤哉
	同	坂柳泰光

## 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢に伴う難聴は、年齢の進行とともに誰にでも起こり得る可能性があり、その症状が進行することで、適切な「聞こえ」が得られず、人とのコミュニケーションが難しくなり、高齢者が社会的孤立や鬱、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されています。

難聴者の割合は、60歳代前半で3人に1人、75歳以上で7割を超えるとの調査報告もあります。平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においては、難聴は、加齢や遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と併せて認知症の危険因子とされています。

しかしながら、補聴器の価格は、片耳で安価なもので数万円、高価なものは数十万円と非常に高額なことから、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、補聴器の利用が普及しない要因ともなっています。

現在、国において制度化されている補聴器購入に対する助成制度としては、身体障害者手帳の交付対象となる高度・重度難聴者に対し、補装具費支給制度により、原則1割で補聴器を購入できます。しかし、中等度難聴に関しては、購入後の医療費控除は受けることができるものの、補聴器購入そのものの助成制度はないため、中等度難聴者の補聴器購入に対する補助を行う自治体が増加しており、豊橋市でも購入費の一部補助を18歳以下に限り実施をしています。

加齢性難聴をはじめとした全ての難聴者への補聴器の普及を促進するためには、公的補助のより一層の充実が必要です。

よって、国および政府に対し以下について強く要望します。

### 記

- 1 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて